

改正

令和3年3月18日規則第16号

知立市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、知立市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（令和2年知立市条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第3条第1項第1号の市長が指定する土地の区域)

第2条 条例第3条第1項第1号の市長が指定する土地の区域は、別表に定める区域とする。

(条例第3条第1項第5号等の市長が定める幅員等)

第3条 条例第3条第1項第5号及び第4条第5号の市長が定める幅員は、9メートル（条例第3条第1項第4号に規定する予定建築物及び第4条に規定する新築等を行う建築物の敷地面積が1ヘクタール未満かつ指定区域における開発行為等に影響がないと認められる場合等にあつては、6メートル）以上とする。

2 条例第3条第1項第6号及び第4条第6号の市長が定める幅員は、9メートル（指定区域における開発行為等に影響がないと認められる場合等にあつては、市長が別に定める距離）以上（以下「基準幅員」という。）とする。

3 道路等の整備について必要な事項は、道路管理者等と協議し、その同意を得なければならない。

(条例第3条第1項第6号等の市長が定める基準等)

第4条 条例第3条第1項第6号及び第4条第6号の市長が定める基準は、道路管理者等が認める位置から基準幅員の2分の1の水平距離とする。ただし、当該道路に当該距離未満で既存工作物又は指定区域の境界等が沿う場合においては、当該工作物との境界等から道路側に基準幅員分の水平距離とする。

2 前項の基準による拡幅が適当でないと認められる場合は、前項の規定にかかわらず、道路管理者等と協議の上定めるものとする。

3 道路等の整備について必要な事項は、道路管理者等と協議し、その同意を得なければならない。

(条例第3条第1項第2号ア等の市長が認める安全上及び避難上の対策)

第5条 条例第3条第1項第2号ア及び第4条第2号アに規定する市長が認める安全上及び避難上の対策とは、次の各号に掲げる区域について、当該各号に定めるものとする。

(1) 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）第29条の9第6号に掲げる区域 次のいずれかに該当するもの

ア 建築物の居室の高床化、敷地の地盤面のかさ上げ等により床面の高さが浸水した場合に想定される水深以上となる居室を設けるもの

イ アと同等以上の安全性が確保されると認められるもの

(2) 令第29条の9第1号から第5号までに掲げる区域 想定される災害に応じた安全上及び避難上の対策により、安全性が確保されると認められるもの

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月18日規則第16号）

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項若しくは第35条の2第1項又は第43条第1項の規定によりされた許可の申請であって、この規則の施行の際、許可又は不許可の処分がされてないものに係る同法第34条第12号の規定により条例で定める開発行為又は都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第36条第1項第3号ハの規定により条例で定める建築物の新築、改築若しくは用途の変更については、改正後の知立市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

- ・西町地区
- ・上重原地区
- ・西中地区